



令和 6 年 4 月  
千代田区教育委員会

令和 6 年度

## 幼稚園・こども園講師 (会計年度任用職員)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

### 1 選考対象者及び募集内容

職名	幼稚園・こども園講師
職務内容	教諭との協力の下、それぞれ以下のとおり幼児の保育を行うこと。また、保育の実施にあたり必要となる事務、作業、会議への参加等、所属園長が必要と判断した業務を行うこと。 短時間保育講師 区立幼稚園又はこども園の教育標準時間の保育及びその実施に関することを行う。
必要な資格等	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園教諭普通免許状（有効期限内のものに限る。）を有する者
任用期間	令和6年5月1日～令和6年6月30日 ただし、選考の上、再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 （※1）1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 （※2）任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	1名

#### 注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。
- ※ 令和6年度幼稚園・こども園講師採用選考に申し込みされたことのある方は受験できません。

## 2 勤務条件

給与	報酬額 時間額 2,760 円（令和 6 年 4 月 1 日現在） ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・勤務実績に応じて給与を支払います。 ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。 ・このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限 55,000 円/月）が支給されます。
勤務場所	千代田区立幼稚園・こども園のいずれか
勤務時間	勤務日数：任期 37 日以内の勤務 勤務時間：7：00～20：00 の間（休憩時間 60 分又は 45 分を除く。） 1 日あたりの勤務時間数 (1)短時間保育講師：6 時間 45 分勤務 ・年に数回、土曜日勤務を命じる場合があります。
休暇等	4 月からの採用の場合、1 年間に 10 日年次有給休暇が付与されます。それ以外の場合は、任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、慶弔休暇等があります
週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律による休日、年末年始等 ・園行事等に応じて変動する場合があります。
保険	公立学校共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

## 3 選考の方法及び選考日

選考方法	一次選考：書類審査（論文あり） 二次選考：面接 ・一次選考合格者に、二次選考案内を個別にお知らせします。
面接日	令和 6 年 4 月下旬までの期間で指導課が指定する日
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南 1 - 2 - 1）4 階指導課
合格発表	令和 6 年 4 月下旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。

## 4 申込み手続き

### (1) 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（①履歴書、②幼稚園教諭普通免許状及び更新講習修了確認証明書の写し、③論文「千代田区の幼児教育に携わるうえで、

あなたが大事にしたいこと」(400字程度))と併せて下記のとおり提出してください。

## (2) 申込期間

方法	注意事項	提出期限
郵送	A4判が入る大きさ(角形2号)の封筒に入れ、表に赤字で「幼稚園・こども園講師採用選考申込」と明記し、簡易書留で送ってください。 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。	令和6年4月23日(火) ※必着
窓口	受付時間は、開庁日8:30~17:00です。 ※土日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は受け付けていません。	
メール	提出書類にパスワードをかけ、下記のアドレス宛てにご提出ください。 (送付先) <a href="mailto:kyoshokuin-jinji@city.chiyoda.lg.jp">kyoshokuin-jinji@city.chiyoda.lg.jp</a>  メール受領後、3開庁日以内に受領確認メールをお送りします。受領確認メールが届かない場合は、お手数ですが指導課管理係までお電話ください。	

## (3) 提出先及び問合せ先

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1

千代田区教育委員会事務局 子ども部指導課管理係(区役所4階)

電話 03-5211-4285(直通)

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

## (4) 一次選考結果・二次選考案内通知

申込みのあった方から一次選考を行い、二次選考案内をお送りします。なお、令和6年4月23日(火)までに届かない場合には、指導課管理係までお問い合わせください。なお二次選考案内通知は、面接日当日必ずお持ちください。

## 5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

### (参考) 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。